出題のポイント（法人税法）

【第一問】－50 点－

本問は、法人税法における基本的な事項の中から、投資信託の収益分配金の収益計上及び当該収益分配金に係る所得税額及び外国所得税額の課税上の取扱いに関する事項、各事業年度の所得の金額の計算の通則に関する事項並びに株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例（以下「株式交付に係る課税の特例」という。）に関する事項を取り上げて、それぞれの項目について、正しく理解しているかを問う問題である。

問１（25 点）

本問の論点は、投資信託の収益分配金の収益計上及び当該収益分配金に係る所得税額及び外国所得税額の課税上の取扱いについての正しい理解である。

投資信託の収益分配金のうち信託の開始の時からその終了の時までの間におけるものの収益計上については、その計算期間の末日の属する事業年度に計上することとされ、その収益の額に係る益金算入額は、その収益分配金の源泉徴収前の金額とされている。また、受取配当等の益金不算入制度の原則が法人税法に、特例が租税特別措置法に、それぞれ定められているが、本問の投資信託の収益分配金は、これらの原則及び特例のいずれも対象とならない。本問の⑴では、これらの正しい理解を前提として、資料に与えられた具体的な事項等に基づき、法令や通達に基づき正しく説明できるかがポイントとなる。

また、この収益分配金に係る源泉徴収税額（国内所得税額及び外国所得税額）については、法人税法上、国内所得税額と外国所得税額とでそれぞれ別の仕組みとして、損金算入か税額控除かを選択できることとなっている。特に、外国所得税額については、平成 30 年度の税制改正で所得税額控除制度の仕組みから切り離されて新たに分配時調整外国税額の控除制度として措置されているが、２つの制度の詳細を眺めると、税額控除の対象となる金額、税額控除を適用する場合の損金不算入額、税額控除の順序及び還付について、異なる仕組みとなっている。本問の⑵では、これら２つの制度の正しい理解を前提として、資料に与えられた具体的な事項等に基づき、法令に基づき正しく説明できるかがポイントとなる。

問２（15 点）

本問の論点は、各事業年度の所得の金額の計算の通則に関する事項及び短期の前払費用に係る取扱いについての正しい理解である。

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額について、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用にあっては、賃貸借取引に係る費用（法法 53、令和７年度税制改正で創設）など別段の定めがあるものを除き、償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しない費用を除いたものの金額とされ、この「償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しない費用を除いたもの」とは、当該事業年度の終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること等の一定の要件に該当するものとされている。ここで、法人が一定の前払費用に該当するものの額でその支払日から１年以内に提供

を受ける役務に係るものを支払った場合で、継続して一定の経理要件を満たしている場合には、支払日の損金算入を認める旨の特例的な取扱いが定められている。

本問では、上記の原則及び特例の取扱いについての正しい理解を前提として、資料に与えられた具体的な事項等に基づき、法令及び通達に基づき正しく説明できるかがポイントとなる。

問３（10 点）

本問の論点は、令和３年度税制改正で創設された株式交付に係る課税の特例の規定についての正しい理解である。

法人が、その有する株式を発行した他の法人を株式交付子会社とする株式交付によりその株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が 80%に満たない場合並びに株式交付の直後の株式交付親会社が同族会社（同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうちに同族会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定した場合においても同族会社となるものに限る。）に該当する場合を除く。）には、その譲渡した株式の譲渡損益のうちその交付を受けた株式交付親会社の株式に対応する部分の計上を繰り延べる特例が設けられている。

本問では、特例の規定の正しい理解を前提として、資料に与えられた具体的な事項等に基づき、特例の適用要件の判定及び正確な株式交付子会社株式の譲渡損益額並びに正確な株式交付親会社株式の取得価額を導き出せるかがポイントとなる。

【第二問】－50 点－

本問は、多くの税理士が実務において携わることとなる中小法人の基本的な取引における法人税の考え方を理解できているかを問う問題を中心に出題している。

⑴　法人税等及び租税公課に関する事項

本問は、前期の中間納税額の一部が還付となっており、法人事業税を含めた還付金額を仮払処理した前提での、翌期における還付時の仮払税金の消却、未払法人税等及び中間納付税額の納付、納税充当金計上などの経理処理に対する税務処理が正しく理解できているか、また、期中において前期還付額が過大となったことによる修正申告をした場合の本税及び延滞税並びに還付加算金の納付について、税務処理が正しく理解できているかを問う問題である。

⑵　圧縮記帳に関する事項

本問は、複数の資産の交換をした場合における法人税法上の交換の圧縮記帳の要件を理解できているか、また、交換の圧縮記帳の要件を満たしていない場合に租税特別措置法の特定資産の買換えの圧縮記帳の適用の可否が正しく判断できるかを問うている。また、減価償却資産について圧縮記帳した場合の圧縮超過額、圧縮不足額が生じた場合の減価償却の計

算が正しく処理できるかを問う問題である。

⑶　減価償却資産に関する事項

本問は、法人が事業活動を行う上で必須となる減価償却資産について、それぞれの前提に応じた減価償却の計算が正しく処理できるかを問う問題である。

なお、本問では、完全子会社から譲渡損益対象資産を簿価で譲り受けた場合の税務処理や、中古資産を取得した場合の耐用年数の計算に関する正しい理解、固定資産の取得価額に含めるべき費用を正しく理解しているかなどを問う問題である。

⑷　外貨建取引に関する事項

本問は、外貨建預金や外貨建での借入、投資などの外貨建取引が行われた場合の外貨建資産及び負債について、外貨建資産等の中で期末時換算が求められている短期外貨建債権債務、預金の判断及び為替相場が著しく変動した場合の税務処理が正しく理解できているかを問う問題である。

⑸　その他の取引に関する事項

本問は、交際費について、売上割戻しや仮払交際費、旅費交通費など交際費以外の科目で処理されているものについて交際費に該当するかを正しく判断できるか、１万円以下の飲食費の判定及び交際費等の損金不算入額の計算が正しく処理できているか、また、会員権や貯蔵品に関する税務上の取扱いが正しく理解できているかを問う問題である。